



# 働き方改革 労務関連会 相談

働き方改革に関しては「時間外労働の上限規制」、「正規・非正規 雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止」などが中小企業も対象となりました。さらに、2023年4月には「中小企業の月60時間超の残業の割増賃金率引上げ」と働き方改革関連法が施行されるなど、企業には様々な面で変化が求められています。

この度、事業者の皆様の法対応への支援及び新たな取り組みや従業員の働きやすい職場づくりを支援・促進するため、専門家による相談会を開催しますので、ぜひご活用ください。

## 日時

2021年12月8日(水)  
午後1時～4時

## 会場

高岡商工ビル503号室

## 相談

無料(予約制)

## 相談員

社会保険労務士  
(働き方改革推進支援センター富山)

中小企業相談所 行  
FAX 0766-22-6792

## 働き方改革&労務関連相談会 申込書

企業名		担当者	
TEL		FAX	
希望時刻	午後1時・午後2時・午後3時 ※希望時間を○で囲んで下さい ※先着順		
相談内容	<input type="checkbox"/> 働き方改革全般について <input type="checkbox"/> テレワークを導入したい <input type="checkbox"/> 長時間労働を改善したい <input type="checkbox"/> 36協定の策定方法について <input type="checkbox"/> 就業規則を見直したい <input type="checkbox"/> 賃金制度を見直したい <input type="checkbox"/> その他 ( )		

※記入頂いた情報は、本事業の実施及び商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用致します  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止策への協力をお願いします(相談時の検温・マスク着用等)。